

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 31 日 (月) 号外の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

(税 務 課 取 扱 い) 1

規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成26年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 29 号

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 規 則 第 32 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 17 条 の 2 第 2 項 第 1 号 中 「 又 は 所 在 地 及 び 名 称 」 を 削 り , 同 項 第 3 号 及 び 第 4 号 中 「 既 存 住 宅 」 を 「 耐 震 基 準 適 合 既 存 住 宅 」 に 改 め る。

第 17 条 の 3 第 2 項 第 1 号 中 「 又 は 所 在 地 及 び 名 称 」 を 削 り , 同 項 第 2 号 中 「 番 地 」 を 「 地 番 」 に 改 め , 同 項 第 4 号 か ら 第 6 号 ま で の 規 定 中 「 既 存 住 宅 」 を 「 耐 震 基 準 適 合 既 存 住 宅 等 」 に 改 め る。

第 18 条 第 2 項 第 3 号 中 「 附 則 第 3 条 の 2 の 17 」 を 「 附 則 第 3 条 の 2 の 18 」 に 改 め , 同 項 を 同 条 第 3 項 と し , 同 条 第 1 項 中 「 第 73 条 の 27 の 2 第 1 項 」 を 「 第 73 条 の 27 の 3 第 1 項 」 に 改 め , 同 項 を 同 条 第 2 項 と し , 同 条 に 第 1 項 と し て 次 の 1 項 を 加 え る。

条 例 第 55 条 第 2 項 の 規 定 に よ り , 法 第 73 条 の 27 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 耐 震 基 準 不 適 合 既 存 住 宅 の 取 得 に 対 し て 課 す る 不 動 産 取 得 税 の 減 額 を 受 け よ う と す る 者 が , 申 告 書 に 記 載 す る 事 項 は , 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。

- (1) 申 告 者 の 住 所 及 び 氏 名
- (2) 取 得 し た 住 宅 の 所 在 , 家 屋 番 号 , 種 類 , 構 造 及 び 床 面 積
- (3) 当 該 住 宅 の 取 得 年 月 日
- (4) 当 該 住 宅 の 新 築 年 月 日
- (5) 耐 震 基 準 に 適 合 す る 旨 を 証 す る 書 類 の 名 称
- (6) 減 額 を 受 け よ う と す る 税 額
- (7) 前 各 号 に 掲 げ る も の の ほ か , 知 事 が 必 要 と 認 め る 事 項

第 18 条 の 2 第 2 項 第 1 号 中 「 又 は 所 在 地 及 び 名 称 」 を 削 り , 同 項 第 4 号 か ら 第 6 号 ま で の 規 定 中 「 既 存 住 宅 」 を 「 耐 震 基 準 適 合 既 存 住 宅 等 」 に 改 め , 同 条 第 3 項 第 3 号 中 「 附 則 第 3 条 の 2 の 17 」 を 「 附 則 第 3 条 の 2 の 18 」 に 改 め , 同 条 第 8 項 中 「 第 73 条 の 27 の 5 第 2 項 」 を 「 第 73 条 の 27 の 6 第 2 項 」 に , 「 農 地 保 有 合 理 化 法 人 等 」 を 「 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 団 体 等 」 に , 「 第 8 条 第 1 項 又 は 第 11 条 の 12 に 規 定 す る 農 地 保 有 合 理 化 法 人 又 は 」 を 「 第 11 条 の 14 に 規 定 す る 」 に 改 め , 「 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 団 体 」 の 次 に 「 又 は 農 地 中 間 管 理 事 業 の 推 進 に 関 す る 法 律 (平 成 25 年 法 律 第 101 号) 第 2 条 第 4 項 に 規 定 す る 農 地 中 間 管 理 機 構 」 を 加 え , 同 項 第 1 号 中 「 当 該 法 人 」 を 「 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 団 体 等 」 に 改 め , 同 項 を 同 条 第 9 項 と し , 同 条 第 7 項 中 「 第 73 条 の 27 の 6 第 2 項 」 を 「 第 73 条 の 27 の 7 第 2 項 」 に , 「 第 73 条 の 27 の 3 第 2 項 」 を 「 第 73 条 の 27 の 4 第 2 項 」 に 改 め , 同 項 を 同 条 第 8 項 と し , 同 条 第 6 項 中 「 第 73 条 の 27 の 4 第 2 項 」 を

「第73条の27の5第2項」に、「第73条の27の3第2項」を「第73条の27の4第2項」に改め、同項第5号中「第73条の27の4第1項」を「第73条の27の5第1項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第73条の27の3第2項」を「第73条の27の4第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第73条の27の2第2項」を「第73条の27の3第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第55条第2項の規定により、法第73条の27の2第2項の規定に基づく耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者が、申告書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申告者の住所及び氏名
- (2) 取得した住宅の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅の新築年月日
- (5) 耐震基準に適合する旨を証する書類の提出予定年月日
- (6) 徴収猶予を受けようとする税額及び期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか，知事が必要と認める事項

第18条の3第1項中「第73条の27の3第1項」を「第73条の27の4第1項」に改め、同条第2項中「第73条の27の4第1項」を「第73条の27の5第1項」に改め、同条第3項中「第73条の27の5第1項」を「第73条の27の6第1項」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同項第1号中「当該法人」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第4項中「第73条の27の6第1項」を「第73条の27の7第1項」に改める。

第18条の4の表根拠規定の欄中「及び第73条の27の5第3項」を「第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項」に、「第73条の27の3第4項（法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項）」を「第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項）」に、「附則第10条第13項」を「附則第10条第16項」に改め、同表書類の種類欄中「既存住宅を耐震基準適合既存住宅住宅用土地」を「住宅用土地」に改める。

第30条第2項の表中「100分の2.1」を「100分の2.16」に、「100分の1.575」を「100分の1.62」に、「100分の1.05」を「100分の1.08」に、「100分の0.525」を「100分の0.54」に改める。

第36条の2第2項及び第36条の6中「1,000分の12.6」を「1,000分の12.96」に改める。

第36条の8の2第1項第1号及び第2号中「49,500円」を「51,700円、同条第2項の適用を受けるものにあつては49,500円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第101条第1項第2号若しくは第3号に掲げる自動車又は同項第4号イに掲げる自動車でその本来属すべき自動車が同項第2号若しくは第3号に掲げる自動車であるものについて前項の規定を適用する場合には、同項中「51,700円」とあるのは、「49,500円」とする。

第50条第2項中「100分の3.15」を「100分の3.24」に改める。

別記第74号様式中「第73条の27の3第4項，第73条の27の4第2項，第73条の27の5第3項，第73条の27の6第2項」を「第73条の27の3第3項，第73条の27の4第4項，第73条の27の5第2項，第73条の27の6第3項，第73条の27の7第2項」に改める。

別記第76号様式の2中

「

既 存 住 宅 住 宅 用 土 地	取得に係る不動産取得税の 減	課税標準の特例適用 申告書 額
----------------------	-------------------	-----------------------

」

を

「

耐震基準適合既存住宅 住 宅 用 土 地	取得に係る不動産取得税の 減	課税標準の特例適用 申告書 額
-------------------------	-------------------	-----------------------

」

に、「第55条第1項
第55条第2項」を「第55条第1項」に、「新築住宅 既存住宅」を「新築住宅 耐震基
準適合既存住宅」に、「

既 存 住 宅

」を「

耐震基準適合 既 存 住 宅

」に改める。

別記第77号様式を次のように改める。

第77号様式 (第18条の4関係)

不 動 産 取 得 税 減 額 申 告 書												
鹿児島県		長 殿		申告者		住所 (所在地)		市 郡	町 村	番地		
								氏名 (名 称)	印			
下記のとおり、鹿児島県税条例第55条第2項の規定により不動産取得税の減額を申告します。												
納 税 通 知 書 番 号		第		号		税 額		円				
取得した不動産	所 在 及 び 地 番											
	不 動 産 の 種 類		土 地		地 目		家 屋		家 屋 番 号		種 類	構 造
	地 積 又 は 床 面 積		平方メートル		取得年月日		年 月 日					
減額を受けようとする理由		1 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施 2 被収用不動産等の代替不動産の取得 3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得										
減額を 受けようとする理由の 説明	耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施		耐震基準不適合既存住宅の新築年月日				年 月 日					
			耐震基準に適合する旨を証する書類の名称									
			減 額 を 受 け よ う と す る 税 額				円					
被収用不動産等の取得	被 収 用 不 動 産 等	不 動 産 の 所 在 地										
		不 動 産 の 種 類		土 地		家 屋						
		公 共 事 業 の 名 称										
		公 共 事 業 の 施 行 者										
		地 積 又 は 床 面 積		平方メートル		減額を受けようとする税額		円				
		固定資産課税台帳登録価格		円		被収用年月日又は譲渡年月日		年 月 日				
心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施 設 の 所 在 地											
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額		円		減額を受けようとする税額		円					
	施 設 の 取 得 年 月 日		年 月 日									
	常時雇用心身障害者数		(うち重度障害者数		人		常時雇用労働者の総数		人			
備 考												

(注) 減額を受けようとする事項を証明するに足る書類を添付してください。

別記第78号様式（その1）中「2 既存住宅用土地の取得 3 住宅用土地の取得」を「2 耐震基準適合既存住宅用土地の取得」に、「完工」を「完成」に、

中古住宅用土地の取得	中古住宅の新築年月日	を	耐震基準適合既存住宅の新築年月日	に、
	中古住宅の取得予定年月日		耐震基準適合既存住宅の取得予定年月日	
	住宅の種類		住宅の種類	
	床面積		床面積	

「中古住宅の固定資産課税台帳登録価格」を「耐震基準適合既存住宅の固定資産課税台帳登録価格」に改め、同様式（その2）中

- 「2 被収用不動産等の代替不動産の取得
3 譲渡担保財産の取得」を
「2 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施
3 被収用不動産等の代替不動産の取得
4 譲渡担保財産の取得」に、

心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施設の取得年月日	年 月 日	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円
	常時雇用心身障害者数	人 (うち重度障害者数 人)	常時雇用労働者の総数	人
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日

を

心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施設の取得年月日	年 月 日	独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円
	常時雇用心身障害者数	人 (うち重度障害者数 人)	常時雇用労働者の総数	人
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日
耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施	耐震基準不適合既存住宅の新築年月日	年 月 日	耐震基準に適合する旨を証する書類の提出予定年月日	年 月 日
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日

に改め、同様式（その3）中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改める。

「住所

別記第79号様式中

氏 名

を

「

住 所 (所在地)
氏 名 (名称)

に, 「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円

」

滑化団体等」に改める。

別記第81号様式の 3 中「附則第10条第13項」を「附則第10条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は, 平成26年 4 月 1 日から施行する。
(証紙販売手数料に関する経過措置)
- 2 改正後の鹿児島県税条例施行規則第30条第 2 項の表, 第36条の 2 第 2 項, 第36条の 6 及び第50条第 2 項の規定は, 平成26年 4 月 1 日以後の証紙の販売に係る証紙販売手数料について適用し, 同日前の証紙の販売に係る証紙販売手数料については, なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 3 改正後の鹿児島県税条例施行規則第36条の 8 の 2 の規定は, 平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し, 平成25年度分までの自動車税については, なお従前の例による。
(旧様式の使用)
- 4 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は, 当分の間, 必要な調整をして使用することができる。